

市民参加実施予定シート

担当課：福祉政策課

予定
令和7年10月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	地域の福祉施策、福祉活動の在り方を示す計画を策定する	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・地域における「自助・公助・共助」の機能を検討し、地域における福祉活動を推進する。 ・地域にかかわる組織・団体・人それぞれが、主体性をもって地域福祉に携わる環境づくりを推進する。 <デメリット> ・特になし		
正式名称	流山市地域福祉計画				
概要	令和9年度から令和13年度までの5か年における地域の福祉施策、福祉活動の在り方を示す計画を策定する。 少子高齢化や核家族化の進展、災害発生時の助け合いなどの地域課題に対して、「自助・公助・共助」の視点で整理し、地域全体で福祉活動を推進できる環境づくりを進める。 いつまでも元気で暮らせるまちづくり、安心して利用し続けられる制度など、持続可能性のある仕組みの在り方を検討する。		上位計画 の有無	無（流山市独自）	

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）			市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
■	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		☐	(1) 軽易なもの
☐	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		☐	(2) 緊急に行わなければならないもの
☐	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		☐	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
☐	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
☐	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更			
☐	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第 6 条第 1 項）						
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連する H P の広報 I D	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複 数 実 施	その他(アンケート調査)	令和7年11月～同年12月	無作為抽出による18歳以上の市民3,000人			5か年の長期計画であり、より多くの市民の声を聞き取る必要があると考えたため。
	審議会等	令和8年5月～同年10月	審議委員（専門家・公募の市民等）			専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和8年8月～同年9月	全市民等			素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和6年度		令和7年度												令和8年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
									アンケート調査					審議会	
														パブリックコメント	

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由